

第4章 避難所運営

1 避難所運営（総括）※再掲

指定避難所開設は、地区指定職員の現場直行及びコミュニティ推進課職員の派遣により開設対応した。また、地区指定職員の中では指定緊急避難場所から指定避難所への避難誘導を行った職員もいる。地域住民会からの反省として、指定避難所の鍵の所在が不明で開設まで時間を要した事案もあった。

住民の避難場所への高台避難は53箇所、4,075名以上（令和元年6月末時点の住民数9,198人の約44%）だった。鶴岡地域は年1回、温海地域での年2回の自治会の津波訓練が生かされ、津波注意報の一報により多くの住民が高台避難した。日頃の沿岸部住民の訓練により正しい避難行動が得られた。

避難所開設指示は22時48分、沿岸部住民は指定緊急避難場所に高台避難していたため、余震等の予見に対応するため、より安全な指定避難所を開設することとし、地区指定職員と担当課職員2～3名で、温海地域2か所、鶴岡地域11か所を開設した。

福祉避難所は、「温海温泉林業センター」の避難者に対応するため、翌19日15時に、特別養護老人ホーム「温寿荘」と小規模多機能型居宅介護「清流苑」に10名分を確保した。しかし移動者はいなかった。後日談として障害児童が他の避難者に迷惑をかけたくない理由から、駐車場の自車内で待機したという事実も明らかとなり、指定避難所と同時の福祉避難所の開設タイミングが課題となる。

（自主防災組織へのアンケート、各自治会役員の声）

山形大学大学院村山研究室、岩手大学地域防災研究センターが各自主防災組織を対象に行ったアンケート結果によれば、避難所開設・運営に関して挙げられた課題として最も多かった回答は、備蓄・資機材の不足だった。特に、地震発生が6月の夜間で気温の低い中での避難だったため、毛布などの暖房用具の要望が多かった。また、2番目に多かった課題は、鍵開けと避難者名簿の取りまとめがあげられていた。これに関しては、沿岸部で避難所運営に携わった地域の役員の方も同様のことを話しており、避難所運営マニュアルの再確認とそれに伴う訓練の実施、防災資機材の再確認と備蓄場所の再選定を行うことが必要になる。

（災害対策本部対応）

本市では、避難所への食料等の供給について、災害応援協定による物資の供給体制で対応することとしていたが、発災が深夜帯だったこともあり、協定締結団体がすぐに対応できなかった。このことを踏まえ、食料備蓄について、他の防災資機材の整備計画に含め検討していく必要がある。